

○富山県景観条例施行規則

平成15年3月31日

富山県規則第21号

改正 平成16年12月16日規則第74号

平成18年3月31日規則第72号

平成21年7月9日規則第37号

平成22年3月26日規則第12号

平成25年2月1日規則第3号

平成26年3月26日規則第10号

富山県景観条例施行規則を次のように定め、公布する。

富山県景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物で建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）以外のものとする。

- (1) 煙突、排気塔その他これらに類する工作物
- (2) 装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物
- (3) 彫像、記念碑その他これらに類する工作物
- (4) 高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物
- (5) 電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（旗ざお及び次号に掲げる工作物を除く。）
- (6) 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物
- (7) 広告塔、広告板その他これらに類する工作物
- (8) 垣（生垣を除く。）、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物
- (9) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設
- (10) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設

- (11) 自動車車庫の用に供する立体的な施設
- (12) 石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設
- (13) ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設
(公共事業を行う者)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 建築基準法第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人
- (2) 県又は市町村が設立した土地開発公社
(景観づくり住民協定)

第4条 条例第13条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協定に次に掲げる事項が定められていること。
 - ア 協定の名称、目的及びその対象となる区域の範囲に関する事項
 - イ 建築物等(建築物及び第2条に規定する工作物をいう。以下同じ。)の位置、形態、意匠、色彩若しくは素材又は当該区域の緑化等に関する事項
 - ウ 協定の有効期間に関する事項
 - エ 協定の変更及び廃止に関する事項
 - オ その他景観づくりに関し必要な事項
- (2) 知事が別に定める規模の区域であって、まとまりのあるものを対象としていること。
- (3) 当該協定の区域内において建築物を所有し、又は権原に基づき占有する者の3分の2以上の合意又は20人以上の合意があること。
- (4) 協定の有効期間が5年以上であること。

2 条例第13条第1項の規定による届出をしようとする者は、景観づくり住民協定届出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 協定書の写し
- (2) 協定の対象となる区域の位置及び範囲を示す図面
- (3) その他知事が必要と認める書類
(特定事業者景観づくり協定)

第5条 条例第14条第1項の規則で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。

- (1) 面積が3,000平方メートルを超える一団の土地を事業の用に供する事業者
- (2) 前号に掲げる事業者のほか、その事業活動の実施が周辺景観に大きな影響を与

えると認められる事業者

(指定の通知)

第6条 条例第18条第4項の規定によるふるさとの記念物の所有者等への通知は、ふるさとの記念物指定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(大規模行為)

第7条 条例第23条第1項の規則で定める規模は、別表第1の左欄に掲げる行為の種類
の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模とする。

(大規模行為の届出)

第8条 条例第25条第1項の規定による届出をしようとする者は、大規模行為届出書
(様式第3号)に別表第2に掲げる図書を添付して知事に提出するものとする。

2 条例第25条第1項の規則で定める事項は、大規模行為を行う者の住所及び氏名(法
人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)とする。

3 条例第25条第2項の規定による変更の届出をしようとする者は、大規模行為変更届
出書(様式第3号)に別表第2に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添付して知
事に提出するものとする。

4 条例第25条第3項の規則で定める事項は、大規模行為を行う者の住所及び氏名(法
人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)とする。

5 条例第25条第3項の規定による変更の届出をしようとする者は、着手予定日等変更
届出書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

6 条例第25条第4項の規定による届出をしようとする者は、承継届出書(様式第5号)
を知事に提出するものとする。

(措置状況報告)

第9条 条例第26条第2項に規定する報告をしようとする者は、措置状況報告書(様式
第6号)を知事に提出するものとする。

(勧告)

第10条 条例第26条第3項又は第4項の規定による勧告は、書面により行うものとす
る。

(意見陳述の機会の付与の方式)

第11条 条例第26条第5項の規定による意見を述べる機会の付与(第3項において「意
見陳述の機会の付与」という。)は、知事が口頭であることを認めるときを除き、意
見書の提出によるものとする。

- 2 意見を述べるときは、証拠書類等を提出することができる。
- 3 知事は、勧告をしようとする者に対し意見陳述の機会の付与を行うときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、当該勧告をしようとする者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。
 - (1) 予定される勧告の内容及び根拠となる条例又は規則の条項
 - (2) 勧告の原因となる事実
 - (3) 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）（公表の方法）

第12条 条例第26条第7項の規定による公表は、富山県報に登載して行うものとする。
（適用除外）

第13条 条例第28条第1項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 仮設の建築物等で、存続期間が1年以内（工事に必要な仮設の建築物等で工事期間が1年を超える場合は、その期間）のものの新築、増築、改築若しくは移転又は外観の変更
- (2) 次に掲げる屋外における物品の集積又は貯蔵
 - ア 集積され、又は貯蔵された物品を外部から見通すことのできない場所での物品の集積又は貯蔵
 - イ 物品の集積又は貯蔵の継続する期間が90日以内の物品の集積又は貯蔵

2 条例第28条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第3項若しくは第16条第3項の認可を要する行為、同法第20条第3項若しくは第21条第3項の許可を要する行為又は同法第33条第1項の規定による届出を要する行為
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可を要する行為
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項の規定による届出を要する行為
- (4) 景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出を要する行為（市町村長への届出を要する行為にあつては、知事が指定するものに限る。）、同法第22条第1項若しくは第31条第1項の許可を要する行為又は同法第63条第1項の認定を要する行為で知事が指定するもの

- (5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条第1項若しくは第125条第1項の許可を要する行為、同法第43条の2第1項、第81条第1項、第127条第1項若しくは第139条第1項の規定による届出を要する行為又は同法第143条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の条例に基づき許可を要する行為
- (6) 富山県立自然公園条例（昭和46年富山県条例第4号）第8条第3項の認可を要する行為、同条例第20条第3項の許可を要する行為又は同条例第24条第1項の規定による届出を要する行為
- (7) 富山県自然環境保全条例（昭和47年富山県条例第39号）第11条第4項の許可を要する行為又は同条例第14条第1項の規定による届出を要する行為
- (8) 都市計画法第58条第1項の規定による地方公共団体の条例に基づき許可を要する行為
- (9) 富山県文化財保護条例（昭和38年富山県条例第11号）第11条第1項の許可を要する行為又は同条例第11条の2第1項の規定による届出を要する行為
- (10) 景観づくりに関する市町村の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為で知事が指定するもの

3 条例第28条第1項第5号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (2) 地盤面下又は水面下において行う行為
- (3) 農林漁業を営むために行われる土地の区画形質の変更（宅地の造成、土地の開墾並びに水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (4) 屋外における物品の集積又は貯蔵で次に掲げるもの

ア 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第2号へに掲げる養殖用作業施設又は同号トに掲げる荷さばき所若しくは野積場内における物品の集積又は貯蔵

イ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第6号に掲げる荷さばき地又は同項第8号に掲げる野積場若しくは貯木場内における物品の集積又は貯蔵

ウ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域の区域内における物品の集積又は貯蔵

（平16規則74・平22規則12・平25規則3・平26規則10・一部改正）

（重点地域の指定等の案の公告）

第14条 条例第31条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 重点地域の名称
- (2) 重点地域（区域の変更の場合にあっては、当該変更に係る部分）に含まれる土地の区域
- (3) 重点地域基本計画の案の概要
- (4) 縦覧の場所及び期間
（公聴会の公示）

第15条 知事は、条例第31条第5項（同条第8項及び条例第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、意見を聴こうとする住民及び利害関係人（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の公示は、公聴会の開催を予定する日の3週間前までに行うものとする。
（意見の提出）

第16条 前条第1項の規定による通知を受けた公述人は、当該公聴会の開催を予定する日の10日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出するものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名）
- (2) 公聴会において聴こうとする案件に対する意見の要旨及びその理由
（公聴会の運営）

第17条 公聴会の議長は、県職員のうちから知事が指名する。

- 2 公聴会において、議長は、公述人に意見の要旨及び理由を陳述させるものとする。ただし、その者が出席できないときは、議長は、前条の規定により提出されている書面をあらかじめ指定する者に朗読させることによってその陳述に代えることができる。
- 3 公述人は、意見を述べようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 4 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者の陳述を許可することができる。
- 5 公述人及び前項の規定により許可を受けた者の陳述は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

6 議長は、公述人及び第4項の規定により許可を受けた者が前項の範囲を超えて陳述したとき、又は不穏当な言動をしたときは、その陳述を制止し、又は退場を命ずることができる。

7 議長は、公聴会の秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者に対し退場を命ずることができる。

(調書の作成)

第18条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名しなければならない。

(1) 公聴会の日時及び場所

(2) 出席した公述人の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べた者の氏名及び役職名）

(3) 意見陳述の内容

(4) その他公聴会の経過に関する事項

(特定行為)

第19条 条例第32条第1項の規則で定める行為は、別表第3の左欄に掲げる行為の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模を超える行為とする。

(平21規則37・追加)

(特定行為の景観づくり基準の案の公告)

第20条 条例第32条第3項において準用する条例第31条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 特定行為の景観づくり基準の案の概要

(2) 縦覧の場所及び期間

(平21規則37・旧第19条繰下)

(特定行為の届出等)

第21条 条例第34条第1項の規定による届出をしようとする者は、特定行為届出書（様式第7号）に別表第4に掲げる図書を添付して知事に提出するものとする。

2 条例第34条第1項の規則で定める事項は、特定行為を行う者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）とする。

3 条例第34条第2項の規定による変更の届出をしようとする者は、特定行為変更届出書（様式第7号）に別表第4に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添付して知事

に提出するものとする。

- 4 第8条第4項から第6項までの規定は、条例第34条第3項において準用する条例第25条第3項及び第4項の規定による届出に準用する。この場合において、第8条第4項中「大規模行為」とあるのは「特定行為」と読み替えるものとする。
- 5 第9条から第12条までの規定は、条例第34条第4項において準用する条例第26条の規定による指導又は助言等に準用する。

(平21規則37・旧第20条繰下・一部改正)

(富山県景観審議会)

第22条 富山県景観審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平21規則37・旧第21条繰下)

(部会)

第23条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平21規則37・旧第22条繰下)

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、土木部建築住宅課において処理する。

(平18規則72・一部改正、平21規則37・旧第23条繰下)

(細則)

第25条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平21規則37・旧第24条繰下)

(提出書類の部数)

第26条 条例及びこの規則の規定により知事に提出すべき書類の部数は、第4条、第8条及び第21条に規定する書類にあっては正副2通、その他の書類にあっては1通とする。

(平21規則37・旧第25条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、第8条から第13条までの規定は、条例第25条から第28条までの規定の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成16年4月1日)

附 則 (平成16年規則第74号)

この規則は、平成16年12月17日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中第13条第2項第5号の改正規定 平成17年4月1日

(2) 第2条の規定 (第13条第2項第5号の改正規定を除く。) 景観法 (平成16年法律第110号) 附則ただし書に規定する日

(規定する日＝平成17年6月1日)

附 則 (平成18年規則第72号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規則第37号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県景観条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成22年規則第12号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年規則第10号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

行為の種類		規模
1 条例第23条第1項第1号に掲げ	(1) 建築物	次のいずれかに該当する規模 ア 高さ20メートル

る行為のうち、 建築物等の新築 又は移転		イ 建築面積1,500平方メートル
	(2) 第2条第1号から第5号までに掲げる工作物	高さ20メートル（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20メートルを超えるときは、5メートル）
	(3) 第2条第6号に掲げる工作物	高さ（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ。（4）、2の項の(3)及び(4)において同じ。）30メートル
	(4) 第2条第7号に掲げる工作物	次のいずれかに該当する規模 ア 高さが20メートルであり、かつ、表示面積が10平方メートルであること。 イ 高さが10メートルであり、かつ、表示面積が50平方メートルであること。
	(5) 第2条第8号に掲げる工作物	次のいずれにも該当する規模 ア 高さ5メートル イ 長さ10メートル
	(6) 第2条第9号から第13号までに掲げる工作物	次のいずれかに該当する規模 ア 高さ20メートル（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20メートルを超えるときは、5メートル） イ 築造面積1,500平方メートル
2 条例第23条第1項第1号に掲げる行為のうち、 建築物等の増築 又は改築	(1) 建築物	次のいずれかに該当する規模 ア 増築又は改築後の高さ20メートル イ 増築又は改築に係る部分の建築面積の合計が150平方メートルであり、かつ、増築又は改築後の建築面積が1,500平方メートルであること。
	(2) 第2条第1号から第5号までに掲げる工作物	増築又は改築後の高さ20メートル（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合において、

	掲げる工作物	地盤面から当該工作物の上端までの高さが20メートルを超えるときは、5メートル)
(3)	第2条第6号に掲げる工作物	増築又は改築後の高さ30メートル
(4)	第2条第7号に掲げる工作物	次のいずれかに該当する規模 ア 増築又は改築後の高さが20メートルであり、かつ、増築又は改築後の表示面積が10平方メートルであること。 イ 次のいずれにも該当する規模 (ア) 増築又は改築に係る部分の表示面積の合計が5平方メートルであること。 (イ) 増築又は改築後の高さが10メートルであり、かつ、増築又は改築後の表示面積が50平方メートルであること。
(5)	第2条第8号に掲げる工作物	次のいずれにも該当する規模 ア 増築又は改築後の高さ5メートル イ 増築又は改築後の長さ10メートル
(6)	第2条第9号から第13号までに掲げる工作物	次のいずれかに該当する規模 ア 増築又は改築後の高さ20メートル（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20メートルを超えるときは、5メートル） イ 増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が150平方メートルであり、かつ、増築又は改築後の築造面積が1,500平方メートルであること。
3	条例第23条第1項第2号に掲げる行為	次のいずれにも該当する規模 ア 行為に係る建築物等の規模が1の項の(1)から(6)までの区分に応じ、それぞれ同項の右欄に定める規模に該当すること。 イ 行為に係る部分の面積の合計が建築物等の

	外観に係る面積の2分の1に相当する面積であること。
4 条例第23条第1項第3号に掲げる行為	次のいずれにも該当する規模 ア 行為に係る土地の面積が3,000平方メートルであること。 イ 行為に伴い生ずる法面の高さが5メートルであり、かつ、当該法面の長さが10メートルであること。
5 条例第23条第1項第4号に掲げる行為	次のいずれにも該当する規模 ア 行為の用に供される土地の面積が3,000平方メートルであること。 イ 集積又は貯蔵の高さが3メートルであること。
6 条例第23条第1項第5号に掲げる行為	次のいずれにも該当する規模 ア 行為による地形の変更に係る土地の面積が3,000平方メートルであること。 イ 行為に伴い生ずる法面の高さが5メートルであり、かつ、当該法面の長さが10メートルであること。

別表第2（第8条関係）

行為の種類	図書	明示すべき事項
1 条例第23条第1項第1号又は第2号に掲げる行為	(1) 付近見取図	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 付近の土地利用状況及び建築物等の現況 カ 現況写真の撮影位置及び方向
	(2) 配置図	ア 方位及び縮尺 イ 敷地の境界 ウ 土地の高低 エ 届出に係る建築物等及び既存建築物等の位

		置 オ 敷地に接する道路の位置及び幅員 カ 植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量 キ 外構施設の位置及び材料 ク 広告塔又は広告板の位置
	(3) 平面図	ア 縮尺及び寸法 イ 開口部の位置 ウ 間取り
	(4) 立面図	ア 縮尺及び寸法 イ 開口部、設備機器、ひさし等の位置及び形状 ウ 仕上げ材料及び色彩 エ 広告塔又は広告板の位置、形状及び色彩
	(5) 外部仕上げ表	仕上げ材料及び色彩
	(6) 現況写真	行為地及びその周辺の状況
2 条例第23条第1項第3号又は第5号に掲げる行為	(1) 付近見取図	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 付近の土地利用状況 カ 現況写真の撮影位置及び方向
	(2) 現況平面図及び断面図	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 土地の高低 エ 行為地に接する道路の位置及び幅員 オ 植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量
	(3) 計画平面図及び断面図	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 行為後の土地の高低 エ 行為後の法面、擁壁その他構造物の位置、種類及び規模 オ 行為後の土地の利用計画及び緑化の方法

		カ 行為中における周囲の道路等からの遮へいの方法（条例第23条第1項第5号に掲げる行為に限る。）
	(4) 現況写真	行為地及びその周辺の状況
3 条例第23条第1項第4号に掲げる行為	(1) 付近見取図	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 付近の土地利用状況 カ 現況写真の撮影位置及び方向
	(2) 現況平面図及び断面図	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 土地の高低 エ 行為地に接する道路の位置及び幅員 オ 植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量
	(3) 計画平面図及び断面図	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 集積又は貯蔵の位置及び形状 エ 周囲の道路等からの遮へいの方法
	(4) 現況写真	行為地及びその周辺の状況
4 共通	その他知事が必要と認める図書	

備考 現況写真は、カラー写真とする。

別表第3（第19条関係）

（平21規則37・追加）

立山・大山地区景観づくり重点地域

行為の種類		規模
1 条例第23条第1項第1号に掲げる行為のうち、建築物等の新築又は移転	(1) 建築物	建築面積10平方メートル
	(2) 第2条第1号から第6号までに掲げる工作物	高さ（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ。（3）及び（5）並びに2の項の（2）、（3）及び（5）において同じ。）5メートル

	(3) 第2条第7号に掲げる工作物	次のいずれかに該当する規模 ア 高さ5メートル イ 表示面積5平方メートル
	(4) 第2条第8号に掲げる工作物(鳥獣による農作物に係る被害を防止することを目的とするものを除く。2の項の(4)において同じ。)	高さ1.5メートル
	(5) 第2条第9号から第13号までに掲げる工作物	次のいずれかに該当する規模 ア 高さ5メートル イ 築造面積10平方メートル
2 条例第23条第1項第1号に掲げる行為のうち、建築物等の増築又は改築	(1) 建築物	増築又は改築に係る部分の建築面積の合計が10平方メートルであること。
	(2) 第2条第1号から第6号までに掲げる工作物	増築又は改築後の高さ5メートル
	(3) 第2条第7号に掲げる工作物	次のいずれかに該当する規模 ア 増築又は改築後の高さ5メートル イ 増築又は改築後の表示面積5平方メートル
	(4) 第2条第8号に掲げる工作物	増築又は改築後の高さ1.5メートル
	(5) 第2条第9号から第13号までに掲げる工作物	次のいずれかに該当する規模 ア 増築又は改築後の高さ5メートル イ 増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が10平方メートルであること。
3 条例第23条第1項第2号に掲げる行為		次のいずれにも該当する規模 ア 行為に係る建築物等の規模が1の項の(1)から(5)までの区分に応じ、それぞれ同項の右欄に定

	める規模に該当すること。 イ 行為に係る部分の面積の合計が10平方メートルであること。
4 条例第23条第1項第3号に掲げる行為	次のいずれにも該当する規模 ア 行為に係る土地の面積が300平方メートルであること。 イ 行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが1.5メートルであること。
5 条例第23条第1項第4号に掲げる行為	次のいずれかに該当する規模 ア 行為の用に供される土地の面積が100平方メートルであること。 イ 集積又は貯蔵の高さが1.5メートルであること。
6 条例第23条第1項第5号に掲げる行為	次のいずれかに該当する規模 ア 行為による地形の変更に係る土地の面積が300平方メートルであること。 イ 行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが1.5メートルであること。
7 条例第32条第1項第2号に掲げる行為（除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採、仮植した木竹の伐採及び測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採を除く。）	次のいずれかに該当する規模 ア 高さ10メートル イ 伐採面積300平方メートル

別表第4（第21条関係）

（平21規則37・旧別表第3繰下・一部改正）

行為の種類	図書	開示すべき事項
1 条例第32条第	別表第2の1の項か	別表第2の1の項から3の項までに掲げる図書の区

1項第1号に掲げる行為	ら3の項までに掲げる図書	分に応じ、それぞれ同項の右欄に定める事項
2 条例第32条第1項第2号に掲げる行為	(1) 付近見取図	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 付近の土地利用状況 カ 現況写真の撮影位置及び方向
	(2) 計画図	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 土地の高低 エ 行為地に接する道路の位置及び幅員 オ 既存の木竹の位置、種類、高さ及び数量 カ 伐採する木竹の位置、種類、高さ及び数量 キ 行為後の土地の利用計画
	(3) 現況写真	伐採する木竹、行為地及びその周辺の状況
3 共通	その他知事が必要と認める図書	

備考 現況写真は、カラー写真とする。

様式第1号(第4条関係)

景観づくり住民協定届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

富山県景観条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

協定の名称					
協定の目的					
協定の区域					
協定者の数	人	協定の区域内において、建築物を所有し、又は権原に基づき占有する者の数			人
景観づくりに関する協定の内容					
協定締結年月日	年	月	日	協定有効期限	年 月 日
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 電話番号() ー			
	名称及び担当者名	名称 担当者名			
※受付欄	市町村	県		※処理欄	

備考

- 1 協定書の写し、協定の対象となる区域の位置及び範囲を示す図面並びに協定者名簿を添付してください。
- 2 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として届出者以外の者を希望する場合に記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

ふるさとの記念物指定通知書

殿

富山県知事

印

富山県景観条例第18条第1項の規定により、次のとおりふるさとの記念物を指定したので、通知します。

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 指定番号

様式第3号(第8条関係)

大規模行為(変更)届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕
電話番号

富山県景観条例第25条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更			
		用途 ()				
	(2) 工作物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更				
		種類 ()				
(3) 土地の区画形質の変 更(水面の埋立て又は 干拓を含む。)	目 的					
(4) 屋外における物品の 集積又は貯蔵						
(5) 鉱物の掘採又は土石 類の採取						
行 為 の 場 所						
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日	
連 絡 先	所在地及び電話 番号	所在地 電話番号() —				
	名称及び担当者 名	名称 担当者名				
※ 受 付 欄	市町村	県	※ 処 理 欄			

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 富山県景観条例施行規則別表第2に掲げる図書を添付してください。
- 3 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあつては用途(例：一戸建て住宅、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等)を、工作物にあつては種類(例：煙突、広告板、高架水槽、アスファルトプラント等)を()内に記入してください。
- 4 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として届出者以外の者(設計者、施工者等)を希望する場合に記入してください。
- 5 ※印の欄は、記入しないでください。

別紙1

行為の内容(建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の変更)

新築・増築・改築・移転			届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積		m ²	m ²	m ²	
	建築面積		m ²	m ²	m ²	
	延べ面積		m ²	m ²	m ²	
	高さ		m	m	m	
	構造					
	外部仕上げ			届出部分	既存部分	
		屋根	素材			
			色彩			
		外壁	素材			
色彩						
敷地の緑化			届出部分	既存部分	合計	
	緑地面積		m ²	m ²	m ²	
	樹種等					
広告塔、広告板等の設置の有無		有 ・ 無		屋外設備機器の設置の有無	有 ・ 無	
外観の変更	(対象建築物)		変更面積	変更後	変更前	
	屋根	外観面積 _____ m ²	素材	m ²		
		建築面積 _____ m ²	色彩	m ²		
	外壁	延べ面積 _____ m ²	素材	m ²		
		高さ _____ m	色彩	m ²		
構造 _____						
景観上配慮した事項 その他参考となる事項						

備考

- 1 高さの「合計」欄は、増築又は改築によって高さが増加する場合に、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 2 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本瓦葺き、着色鉄板瓦棒葺き、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 3 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系の記号を記入してください。(例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)
なお、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色調、色相及びマンセル表色系の記号を記入してください。
- 4 「広告塔、広告板等の設置の有無」欄は、建築物の外壁、屋上等における広告塔、広告板等の設置の有無について該当するものを○で囲んでください。
- 5 「屋外設備機器の設置の有無」欄は、建築物の屋上等における設備機器の設置の有無について該当するものを○で囲んでください。
- 6 変更の届出の場合は、変更に係る事項の届出部分の欄に変更後の内容を記入してください。
- 7 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書等に記入してください。

別紙2

行為の内容(工作物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の変更)

工作物の種類					
新築・増築・改築・移転		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	築造面積	m ²	m ²	m ²	
	高さ	()m	()m	()m	
	構造				
	仕上げ		届出部分		既存部分
		素材			
		色彩			
	敷地の緑化		届出部分	既存部分	合計
		緑地面積	m ²	m ²	m ²
樹種等					
広告塔、広告板等の設置の有無		有 ・ 無	屋外設備機器の設置の有無	有 ・ 無	
外観の変更	(対象工作物)	変更面積	変更後	変更前	
	・外観面積 m ²	素材			
	・築造面積 m ²				
・高さ m	色彩				
・構造					
景観上配慮した事項 その他参考となる事項					

備考

- 1 「高さ」欄には、当該工作物の高さを記入してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、()内に地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、高さの「合計」欄は、増築又は改築によって高さが増加する場合に、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 2 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットパーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 3 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系の記号を記入してください。(例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)
なお、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色調、色相及びマンセル表色系の記号を記入してください。
- 4 「広告塔、広告板等の設置の有無」欄は、工作物の外面等における広告塔、広告板等の設置の有無について該当するものを○で囲んでください。
- 5 「屋外設備機器の設置の有無」欄は、工作物の外面等における設備機器の設置の有無について該当するものを○で囲んでください。
- 6 変更の届出の場合は、変更に係る事項の届出部分の欄に変更後の内容を記入してください。
- 7 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書等に記入してください。

別紙3

行為の内容(土地の区画形質の変更、屋外における物品の集積又は貯蔵、鉱物の掘採又は土石の類の採取)

土地の区画形質の変更 (水面の埋立て又は干拓を含む。)	土地の面積 _____m ²	変更後の土地の形状	
	法面の規模 高さ _____m	緑化の方法	
	長さ _____m	法面等の外観	
屋外における物品の集積又は貯蔵	土地の面積 _____m ²	物品の種類	
	集積又は貯蔵の高さ 高さ _____m	集積又は貯蔵の方法	
		遮へいの方法	
鉱物の掘採又は土石の類の採取	土地の面積 _____m ²	遮へいの方法	
	法面の規模 高さ _____m	跡地の処理の方法	
	長さ _____m	跡地の緑化の方法	
景観上配慮した事項 その他参考となる事項			

備考

- 1 「土地の区画形質の変更(水面の埋立て又は干拓を含む。)」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法等について記入してください。
 - (3) 「法面等の外観」欄には、法面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
- 2 「屋外における物品の集積又は貯蔵」欄
 - (1) 「物品の種類」欄には、集積又は貯蔵する物品の種類について記入してください。
 - (2) 「集積又は貯蔵の方法」欄は、整然とした集積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
- 3 「鉱物の掘採又は土石の類の採取」欄
 - (1) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
 - (2) 「跡地の処理の方法」欄には、跡地の法面の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
 - (3) 「跡地の緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法等について記入してください。
- 4 変更の届出の場合は、変更に係る事項の届出部分の欄に変更後の内容を記入してください。
- 5 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書等に記入してください。

様式第4号(第8条、第21条関係)

着手予定日等変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

富山県景観条例第25条第3項(第34条第3項において準用する第25条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

富山県景観条例第25条(第34条)の規定による届出の内容	届出日	年 月 日	
	行為の種類	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更
		(2) 工作物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更
		(3) 土地の区画形質の変更(水面の埋立て又は干拓を含む。)	
		(4) 屋外における物品の集積又は貯蔵	
		(5) 鉱物の掘採又は土石の類の採取	
		(6) 木竹の伐採	
行為の場所			
変更の内容	着手予定日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	変更後	
		変更前	
	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	変更後	
		変更前	
変更の理由			
変更年月日		年 月 日	
連絡先	所在地及び電話番号	所在地	電話番号
	名称及び担当者名	名称	担当者名
※受付欄	市 町 村	県	※処理欄

備考

- 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。
- 2 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として届出者以外の者を希望する場合に記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第5号(第8条、第21条関係)

承継届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

富山県景観条例第25条第4項(第34条第3項において準用する第25条第4項)の規定により、次のとおり届け出ます。

富山県景観条例第25条(第34条)の規定による届出の内容	届 出 日	年 月 日					
	届 出 者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)					
		氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)					
	行為の種類	(1) 建築物	ア 新築	イ 増築	ウ 改築	エ 移転	オ 外観の変更
		(2) 工作物	ア 新築	イ 増築	ウ 改築	エ 移転	オ 外観の変更
(3) 土地の区画形質の変更(水面の埋立て又は干拓を含む。)							
(4) 屋外における物品の集積又は貯蔵							
(5) 鉱物の掘採又は土石の類の採取							
(6) 木竹の伐採							
行為の場所							
承 継 の 理 由							
承 継 年 月 日	年 月 日						
連絡先	所在地及び電話番号	所在地			電話番号		
	名称及び担当者名	名称			担当者名		
※受付欄	市 町 村	県		※処理欄			

備考

- 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。
- 2 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として届出者以外の者を希望する場合に記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第6号(第9条、第21条関係)

措置状況報告書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で報告を求められた措置状況について、次のとおり報告します。

届出の内容	届出年月日	年 月 日	
	行為の種類	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更
		(2) 工作物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更
		(3)	土地の区画形質の変更(水面の埋立て又は干拓を含む。)
		(4)	屋外における物品の集積又は貯蔵
		(5)	鉱物の掘採又は土石の類の採取
(6)		木竹の伐採	
	行為の場所		
措置状況			
連絡先	所在地及び電話番号	所在地	電話番号
	名称及び担当者名	名称	担当者名
※受付欄		※処理欄	

備考

- 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。
- 2 措置状況はできるだけ具体的に記入し、その内容を示す図面等を添付してください。
- 3 「連絡先」欄には、届出内容の照会先として届出者以外の者(設計者、施工者等)を希望する場合に記入してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第7号(第21条関係)

特定行為(変更)届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕
電話番号

富山県景観条例第34条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更			
			用途 ()			
	(2) 工作物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更				
		種類 ()				
	(3) 土地の区画形質の変更(水面の埋立て又は干拓を含む。)	目 的				
	(4) 屋外における物品の集積又は貯蔵					
(5) 鉱物の掘採又は土石類の採取						
(6) 木竹の伐採						
行 為 の 場 所						
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日	
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 電話番号() —				
	名称及び担当者名	名称 担当者名				
※受付欄	市町村	県	※処理欄			

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 富山県景観条例施行規則別表第4に掲げる図書を添付してください。
- 3 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあつては用途(例：一戸建て住宅、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等)を、工作物にあつては種類(例：煙突、広告板、高架水槽、アスファルトプラント等)を()内に記入してください。
- 4 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として届出者以外の者(設計者、施工者等)を希望する場合に記入してください。
- 5 ※印の欄は、記入しないでください。

別紙1

行為の内容(建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の変更)

新築・増築・改築・移転			届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積		m ²	m ²	m ²	
	建築面積		m ²	m ²	m ²	
	延べ面積		m ²	m ²	m ²	
	高さ		m	m	m	
	構造					
	外部仕上げ			届出部分	既存部分	
		屋根	素材			
			色彩			
		外壁	素材			
色彩						
敷地の緑化			届出部分	既存部分	合計	
	緑地面積		m ²	m ²	m ²	
	樹種等					
広告塔、広告板等の設置の有無		有 ・ 無		屋外設備機器の設置の有無	有 ・ 無	
外観の変更	(対象建築物)		変更面積	変更後	変更前	
	・外観面積 _____ m ²	屋根	素材	m ²		
			色彩	m ²		
	・建築面積 _____ m ²	外壁	素材	m ²		
			色彩	m ²		
・延べ面積 _____ m ²	高さ	m				
・高さ _____ m	構造					
景観上配慮した事項 その他参考となる事項						

備考

- 1 高さの「合計」欄は、増築又は改築によって高さが増加する場合に、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 2 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本瓦葺き、着色鉄板瓦棒葺き、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 3 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系の記号を記入してください。(例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)
なお、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色調、色相及びマンセル表色系の記号を記入してください。
- 4 「広告塔、広告板等の設置の有無」欄は、建築物の外壁、屋上等における広告塔、広告板等の設置の有無について該当するものを○で囲んでください。
- 5 「屋外設備機器の設置の有無」欄は、建築物の屋上等における設備機器の設置の有無について該当するものを○で囲んでください。
- 6 変更の届出の場合は、変更に係る事項の届出部分の欄に変更後の内容を記入してください。
- 7 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書等に記入してください。

別紙2

行為の内容(工作物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の変更)

工作物の種類					
新築・増築・改築・移転		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	築造面積	m ²	m ²	m ²	
	高さ	()m	()m	()m	
	構造				
	仕上げ		届出部分		既存部分
		素材			
		色彩			
	敷地の緑化		届出部分	既存部分	合計
		緑地面積	m ²	m ²	m ²
樹種等					
広告塔、広告板等の設置の有無		有 ・ 無	屋外設備機器の設置の有無	有 ・ 無	
外観の変更	(対象工作物)	変更面積	変更後	変更前	
	・外観面積 m ²	素材			
	・築造面積 m ²				
・高さ m	色彩				
・構造					
景観上配慮した事項 その他参考となる事項					

備考

- 1 「高さ」欄には、当該工作物の高さを記入してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、()内に地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、高さの「合計」欄は、増築又は改築によって高さが増加する場合に、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 2 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットパーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 3 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系の記号を記入してください。(例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)
なお、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色調、色相及びマンセル表色系の記号を記入してください。
- 4 「広告塔、広告板等の設置の有無」欄は、工作物の外面等における広告塔、広告板等の設置の有無について該当するものを○で囲んでください。
- 5 「屋外設備機器の設置の有無」欄は、工作物の外面等における設備機器の設置の有無について該当するものを○で囲んでください。
- 6 変更の届出の場合は、変更に係る事項の届出部分の欄に変更後の内容を記入してください。
- 7 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書等に記入してください。

別紙3

行為の内容(土地の区画形質の変更、屋外における物品の集積又は貯蔵、鉱物の掘採又は土石の類の採取、木竹の伐採)

土地の区画形質の変更 (水面の埋立て又は干拓を含む。)	土地の面積 _____ m ²	変更後の土地の形状			
	法面の規模 高さ _____ m	緑化の方法			
	長さ _____ m	法面等の外観			
屋外における物品の集積又は貯蔵	土地の面積 _____ m ²	物品の種類			
	集積又は貯蔵の高さ 高さ _____ m	集積又は貯蔵の方法			
		遮へいの方法			
鉱物の掘採又は土石の類の採取	土地の面積 _____ m ²	遮へいの方法			
	法面の規模 高さ _____ m	跡地の処理の方法			
	長さ _____ m	跡地の緑化の方法			
木竹の伐採	皆伐	伐採面積	伐採樹種		跡地の処理
	択伐	伐採樹種	樹高 _____ m	伐採本数	
景観上配慮した事項 その他参考となる事項					

備考

- 1 「土地の区画形質の変更(水面の埋立て又は干拓を含む。)」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法等について記入してください。
 - (3) 「法面等の外観」欄には、法面又は擁壁の勾配^{こう}、擁壁の素材等について記入してください。
- 2 「屋外における物品の集積又は貯蔵」欄
 - (1) 「物品の種類」欄には、集積又は貯蔵する物品の種類について記入してください。
 - (2) 「集積又は貯蔵の方法」欄は、整然とした集積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
- 3 「鉱物の掘採又は土石の類の採取」欄
 - (1) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
 - (2) 「跡地の処理の方法」欄には、跡地の法面の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
 - (3) 「跡地の緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法等について記入してください。
- 4 「木竹の伐採」欄
「跡地の処理」欄は、行為後の跡地の利用方法等を記入してください。
- 5 変更の届出の場合は、変更に係る事項の届出部分の欄に変更後の内容を記入してください。
- 6 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書等に記入してください。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第8条関係）

（平22規則12・一部改正）

様式第4号（第8条、第21条関係）

（平21規則37・一部改正）

様式第5号（第8条、第21条関係）

（平21規則37・一部改正）

様式第6号（第9条、第21条関係）

（平21規則37・一部改正）

様式第7号（第21条関係）

（平21規則37・平22規則12・一部改正）